

飲料水等に係る汚染物質等基準値の比較(残留農薬を除く)

(単位 mg/L)

評価 依頼	項目	区分	水道法		食品衛生法				CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	WHO 飲料水ガイド ライン(第3版)	備考	
			水道水		ミネラルウォーター類		清涼飲料水					
			水質基準	水質管理目標	原水基準	成分規格	原水基準	成分規格				
◎	カドミウム	無機物	0.01		0.01	不検出	0.01	不検出	0.003	0.003		
○	水銀	無機物	0.0005		0.0005		0.0005		0.001	0.006	総水銀	
○	セレン	無機物	0.01		0.01				0.01	0.01		
○	鉛	無機物	0.01		0.05	不検出	0.1	不検出	0.01	0.01		
○	ヒ素	無機物	0.01		0.05	不検出	0.05	不検出	0.01(総ヒ素)	0.01		
○	六価クロム	無機物	0.05		0.05		0.05		0.05(総クロム)	0.05	総クロム	
○	シアン	無機物	0.01		0.01		0.01		0.07	0.07		
○	硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素	無機物	10		10		10		硝酸:50 亜硝酸:0.1	硝酸:50 亜硝酸:3(慢性0.2)	(急性)	
○	フッ素	無機物	0.8		2		0.8		表示規制有り		1.5	
○	ホウ素	無機物	1.0		30(ホウ酸)				5		0.5	
◎	四塩化炭素	有機物	0.002								0.004	
◎	1,4-ジオキサン	有機物	0.05								0.05	
◎	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	有機物	0.04								0.05	和(シス+トランス)
◎	ジクロロメタン	有機物	0.02								0.02	
◎	テトラクロロエチレン	有機物	0.01								0.04	
◎	トリクロロエチレン	有機物	0.03								0.02	
◎	ベンゼン	有機物	0.01								0.01	
◎	塩素酸	消毒剤	0.6								0.7	
○	クロロ酢酸	消毒副生成物	0.02								0.02	
○	クロロホルム	消毒副生成物	0.06								0.3	
○	ジクロロ酢酸	消毒副生成物	0.04								0.05	
○	ジブromクロロメタン	消毒副生成物	0.1								0.1	
◎	臭素酸	消毒副生成物	0.01								0.01	
○	総トリハロメタン	消毒副生成物	0.1									
○	トリクロロ酢酸	消毒副生成物	0.2								0.2	
○	ブromジクロロメタン	消毒副生成物	0.03								0.06	
○	ブromホルム	消毒副生成物	0.09								0.1	
◎	ホルムアルデヒド	消毒副生成物	0.08								-	
	亜鉛	無機物	1.0		5		1					
	アルミニウム	無機物	0.2	0.1								
	鉄	無機物	0.3				0.3					
◎	銅	無機物	1.0		1		1.0		1		2	
	ナトリウム	無機物	200									
○	マンガン	無機物	0.05	0.01	2		0.3		0.4		0.4	
	塩素イオン	無機物	200				200					
	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	無機物	300	10以上100以下			300					
	蒸発残留物	無機物	500	30以上200以下			500					
	陰イオン界面活性剤	有機物	0.2				0.5		不検出			
	ジェオスミン	有機物	0.00001									
	2-メチルイソホルネオール	有機物	0.00001									
	非イオン界面活性剤	有機物	0.02						不検出			
	フェノール類	有機物	0.005				0.005					
	有機物(TOC)	有機物	3									
	pH値	性状	5.8以上8.6以下	7.5程度			5.8以上8.6以下					
	味	性状	異常でないこと				異常でないこと					
	臭気	性状	異常でないこと				異常でないこと					
	色度	性状	5度以下				5度以下					
	濁度	性状	2度以下	1度以下			2度以下					
○	アンチモン	無機物		0.015				0.005			0.02	
○	ウラン	無機物		0.002							0.015	
○	ニッケル	無機物		0.01				0.02			0.07	
○	亜硝酸態窒素	無機物		0.05				0.1			亜硝酸:3(慢性0.2)	
◎	1,2-ジクロロエタン	有機物		0.004							0.03	
◎	1,1,2-トリクロロエタン	有機物		0.006							-	
◎	トルエン	有機物		0.2							0.7	
○	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	有機物		0.1							0.008	
◎	亜塩素酸	消毒剤		0.6							0.7	
◎	二酸化塩素	消毒剤		0.6							-	
◎	ジクロロアセトニトリル	消毒副生成物		0.01							0.02	
◎	抱水クラール	消毒副生成物		0.02							-	
◎	残留塩素	消毒剤		1							5	
	遊離炭酸	有機物		20								
◎	1,1,1-トリクロロエタン	有機物		0.3							-	
◎	メチルセブチルエーテル	有機物		0.02							-	
	有機物等(KMnO <sub>4</sub> )	有機物		3	12		10					
	臭気強度(TON)	性状		3以下								
	腐食性(ランゲリア指数)	性状		-1以上極力0								
	従属栄養細菌	微生物		2,000 CFU/ml								
◎	1,1-ジクロロエチレン	有機物		0.1							-	
	混濁	性状										原材料等に由来するものを除く
	沈殿物	性状										原材料等に由来するものを除く
	スズ	無機物				150.0 ppm	150.0 ppm					
	一般細菌	微生物	100 CFU/ml		100 CFU/ml		100 CFU/ml		不検出(病原微生物)			
	大腸菌群	微生物	不検出(大腸菌)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		
	腸球菌	微生物				不検出	不検出		不検出		未殺菌・未除菌のもの	
	緑膿菌	微生物				不検出	不検出		不検出		未殺菌・未除菌のもの	
	有機リン	有機物					0.1					
○	バリウム	無機物			1				0.7		0.7	
	硫化物(H <sub>2</sub> S)	無機物			0.05							

◎ 食品安全委員会から評価結果を受理した項目